



いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和5年6月1日  
仙台管区気象台

## 宮城県の高潮警報・注意報の暫定基準の廃止 及び通常基準の変更について

宮城県の高潮警報・注意報の暫定基準について、令和5年6月8日(木)に塩竈市、石巻市、東松島市、女川町の暫定基準を廃止するとともに、新たな通常基準を設定します。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波による防潮堤施設の損壊や地盤沈下により高潮に対して脆弱な状態となったため、高潮警報・注意報は発表基準を暫定的に引き下げて運用しています。

今般、復旧工事が完了し脆弱性が解消された塩竈市、石巻市、東松島市、女川町の暫定基準を廃止し、通常基準に戻すこととしました。

また、通常基準については、復旧工事の規模が大きかったことから、復旧工事後の防潮施設の整備状況に基づいた新たな基準を設定しました。

- 1 暫定基準を廃止し、新たな通常基準を設定する市町  
塩竈市、石巻市、東松島市、女川町
- 2 変更日時  
令和5年6月8日(木)13時

### 3 各市町の高潮警報・注意報基準

市町村	警報(潮位:m)			注意報(潮位:m)		
	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	暫定基準	新たに設定した通常基準	現行の通常基準	暫定基準
塩竈市	<b>1.6</b>	1.2	1.1	<b>0.9</b>	0.9	0.8
石巻市	<b>1.2</b>	1.2	1.1	<b>0.9</b>	0.9	0.8
東松島市	<b>1.6</b>	1.2	1.1	<b>0.9</b>	0.9	0.8
女川町	<b>1.2</b>	1.2	1.1	<b>0.9</b>	0.9	0.8

■ 変更箇所

問い合わせ先: 仙台管区気象台気象防災部予報課 防災気象官 紺野  
電話 022-297-8134

## ＜宮城県の高潮警報・注意報基準一覧表＞

一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域	警報(潮位:m)		注意報	
			通常基準	暫定基準	通常基準	暫定基準
東部	東部仙台	仙台市東部	1.6	—	0.9	—
		塩竈市	1.6	—	0.9	—
		名取市	1.5	—	0.9	—
		多賀城市	1.6	—	0.9	—
		岩沼市	1.6	—	0.9	—
		亶理町	1.5	—	0.9	—
		山元町	1.4	—	0.9	—
		松島町	1.6	—	0.9	—
		七ヶ浜町	1.6	—	0.9	—
		利府町	1.6	—	0.9	—
	石巻地域	女川町	1.2	—	0.9	—
		石巻市	1.2	—	0.9	—
		東松島町	1.6	—	0.9	—
	気仙沼地域	気仙沼市	1.2	1.1	0.9	0.8
		南三陸町	1.2	1.1	0.9	0.8